

西宮市にお住まいのひとり親のみなさまへ

養育費確保のための 補助金のご案内



養育費の受け取りは子供の重要な権利であり、支払いは親の義務です。ひとり親家庭の母又は父（現に児童を養育している方）の養育費の債務名義化を促進し、継続した養育費の履行確保を図るため、本人負担費用を補助します。



公正証書等作成費用補助金

対象者

西宮市内に住所を有し、交付申請時において、ひとり親等であって、次の要件の全てを満たす方

- (1)養育費の取り決めにかかる債務名義を有している方
- (2)養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方
- (3)養育費の取り決めにかかる経費を負担した方
- (4)過去に同一の児童を対象として、同様の補助金を交付されていない方

補助経費

養育費の取り決めに要する経費のうち、公証人手数料、家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代のうち、申請者が負担した費用

※上限 5万円

交付申請

申請書に必要書類を添えて、公正証書等を作成した日以降で、全ての要件を満たしたの翌日から6か月以内に子供家庭支援課に提出。公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略可。

〈必要書類〉

- (1)児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当支給決定通知書の写し。児童扶養手当を受給していない方は、本人及び対象児童の戸籍謄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2)補助対象経費の領収書等
- (3)養育費の取り決めを交わした文書 ※公正証書（強制執行認諾約款付き）、調停証書又は確定判決
- (4)振込先のわかるもの ※通帳の写し等
- (5)その他、必要な書類

羊 養育費保証会社利用費用補助金

対象者

西宮市内に住所を有し、交付申請時において、ひとり親等であって、次の要件の全てを満たす方

- (1) 養育費の取り決めにかかる債務名義を有している方
- (2) 養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方
- (3) 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- (4) 過去に同一の児童を対象として、同様の補助金を交付されていない方

補助経費

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費のうち、保証料として申請者が負担した費用

※上限 5万円

交付申請

申請書に必要書類を添えて、養育費の保証契約を締結した日の翌日から6か月以内に子供家庭支援課に提出。公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略可。

〈必要書類〉

- (1) 児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当支給決定通知書の写し。児童扶養手当を受給していない方は、本人及び対象児童の戸籍謄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 補助対象経費の領収書等
- (3) 養育費の取り決めを交わした文書 ※公正証書（強制執行認諾約款付き）、調停証書又は確定判決
- (4) 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し（保証期間は1年以上のものに限る）
- (5) 振込先のわかるもの ※通帳の写し等
- (6) その他、必要な書類

〈西宮市ホームページQRコード〉

詳しくは西宮市ホームページをご覧ください。



西宮市役所 子供家庭支援課

西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所本庁舎7階 [TEL:0798-35-3166](tel:0798-35-3166)

※補助金の申請については、ご予約のうえ、必ず事前に子供家庭支援課までご相談ください。